

富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020–2024）策定方針

1 趣旨

市民が幸せを感じられるまちの実現を目指す「富津市人口ビジョン2040」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、2020年度以降の富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期総合戦略」という。）を策定する。

2 次期総合戦略

次期総合戦略は、現総合戦略を基本的に引き継ぐものとし、その内容は、次のとおりとする。

（1）位置付け

市の最重要課題が年少人口減少抑制であることから、各施策分野にまたがって特に重点的に取り組む施策を定め、優先的に実行する。

（2）計画期間

計画期間は、2020年度から2024年度までとする。

（3）基本方針

現総合戦略に掲げる4つの基本方針を引き継ぐものとする。

- ① シティプロモーションによる地域の活性化
- ② 市民参画によるマネジメントサイクル（PDCA）の実行
- ③ 経営改革の推進
- ④ 広域連携の推進

（4）基本目標及び基本的な施策の方向

現総合戦略に掲げる4つの基本目標を引き継ぎ、施策・事業の進捗状況等を富津市創生会議及び富津市民委員会で議論の上、課題を整理するとともに、課題解決に向けた基本的な施策の方向の内容を充実させる。

- ① 自分のくらす地域を好きになる
- ② くらしやすく、移住しやすい環境づくり
- ③ 子どもの笑顔があふれるまちへ
- ④ 市の産業、仕事を創る

（5）具体的な取組と目標値

現総合戦略における「行政の取組」、「地域・民間ができること」及び「市民ができること」の枠組みを引き継ぎ、富津市創生会議及び富津市民委員会で議論し、充実させる。

① 具体的な取組

「行政の取組」については、現総合戦略の施策及び事業を基本とし、富津市創生会議で議論の上、その内容を充実させる。

「地域・民間ができること」及び「市民ができること」については、アンケート及び富津市民委員会により、幅広い市民等から意見聴取し、取りまとめの上、富津市創生会議で議論し、充実させる。

② 目標値

「行政の取組」については、施策ごとに目標値を定める。

「地域・民間ができること」及び「市民ができること」については、進行管理が難しいことから、目標値は設定しない。

3 富津市人口ビジョン2040の進行管理

富津市人口ビジョン2040について、直近の時点における進行管理を実施する。

4 策定体制

次期総合戦略の策定に当たっては、市民等から意見を聴取し、現総合戦略の評価をするとともに、引き続き、富津市のまち・ひと・しごと創生を推進していくため、市民をはじめ、NPO、関係団体、民間事業者等の参加のもと地方創生に向けた意見を反映させながら策定する。

(1) 富津市創生会議

市のさまざまな分野における有識者で構成する富津市創生会議において、次期総合戦略策定における意見又は助言を求める。

(2) 富津市民委員会

次期総合戦略も市民とともに実行していくことから、幅広い市民からの意見を反映させるため、市民で構成する富津市民委員会において、現状における課題や解決策について討議する。

(3) 庁内体制

① 庁議

次期総合戦略の策定及び運用に関する全庁的推進体制を確立するため、意
思決定機関とする。

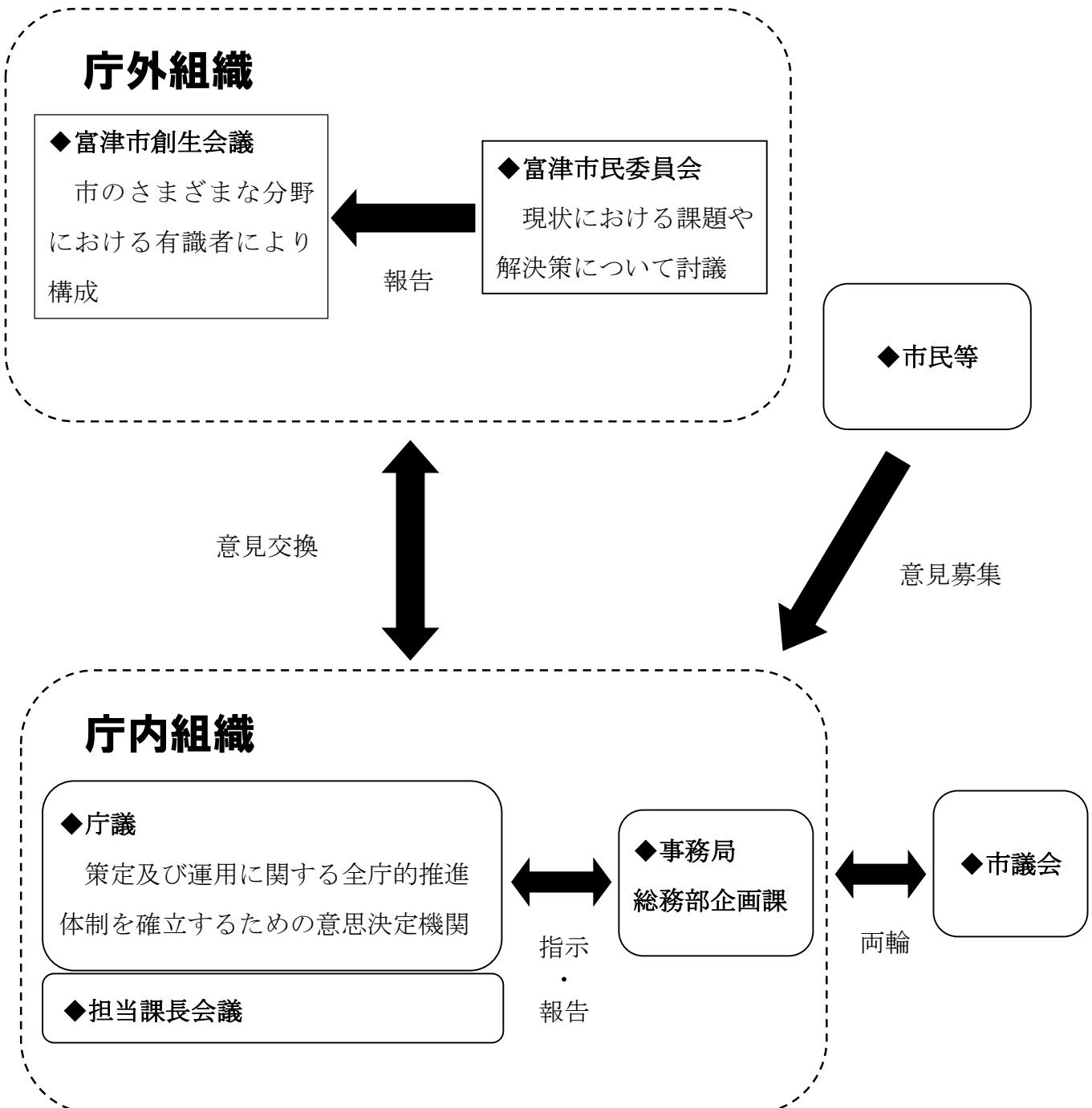
② 担当課長会議

必要に応じて担当課長会議を開催する。

5 策定スケジュール

- ・策定方針（案）の決定（H30.5月 庁議）
- ・富津市創生会議（H30.5月～）
- ・策定方針の決定（H30.6月 庁議）
- ・市民アンケートの実施（H30.6月）
- ・富津市民委員会（H30.10月～）
- ・次期総合戦略素案（H31.8月）
- ・次期総合戦略案（H31.11月）
- ・次期総合戦略決定・公表（H31年度内）

○ 次期総合戦略策定体制図



まち・ひと・しごと創生法（抄）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- (2) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。